

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)の規定に基づき、市民の健康の増進のため健康診査、各種検診及び健康相談を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①各種がん検診 ②30歳代を対象とする健康診査 ③歯科検診 ④眼科検診 ⑤規則第4条の2第4号の健康診査 ⑥健康教育、健康相談の実施
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人台帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第50条 (別表第2における情報提供の根拠) 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1-②事務の概要	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)の規定に基づき、市民の健康の増進のため健康診査、各種検診及び健康相談を行う。	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、市民の健康の増進のため健康診査、各種検診及び健康相談を行う。	事後	
平成29年4月1日	5-②所属長	健康課長 江沢 秀也	健康課長 倉片 久美子	事後	
令和1年6月28日	I-1-②事務の概要	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、市民の健康の増進のため健康診査、各種検診及び健康相談を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①各種がん検診 ②30歳代を対象とする健康診査 ③40歳～74歳を対象とする特定健康診査 ④75歳以上を対象とする後期高齢者医療健康診査 ⑤歯科検診 ⑥眼科検診 ⑦規則第4条の2第4号の健康診査 ⑧健康教育、健康相談の実施	1. 健康増進法(平成14年法律第103号)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。)の規定に基づき、市民の健康の増進のため健康診査、各種検診及び健康相談を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①各種がん検診 ②30歳代を対象とする健康診査 ③歯科検診 ④眼科検診 ⑤規則第4条の2第4号の健康診査 ⑥健康教育、健康相談の実施	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	健康課長 倉片 久美子	健康課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教育・啓発」までを追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月23日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第54条	事後	
令和3年3月23日	II-1 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年3月23日	II-2 いつの時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年6月19日	I-1 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	
令和4年6月19日	I-4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年6月19日	I-4 ①実施の有無		番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第50条 (別表第2における情報提供の根拠) 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和3年12月22日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月22日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年6月19日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年6月19日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月19日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	